

生活衛生関係営業の振興支援に 係る平成23年度措置対応状況 (案)

目次

1. 生活衛生関係営業の特性	3
2. 生衛法に規定された措置	6
3. 予算	8
4. 税制	29
5. 融資	37
6. 今後の施策の方向性	42

生活衛生関係営業の特性

1 生活衛生関係営業の現状

	事業所数（万件）	従業者数（万人）
生活衛生関係営業	121.0	628.4
理容業	11.8	24.3
美容業	17.6	45.6
クリーニング業	7.8	36.8
浴場業	0.9	9.0
宿泊業	6.2	74.8
興行場	0.3	5.0
食肉販売業	2.2	13.5
飲食店	64.3	379.8
喫茶店	8.1	32.2
その他	1.8	7.3

※総務省「事業所・企業統計調査」より

※その他：洗濯業・エステティック業、コインランドリー業など

生衛業は国民生活から切り離すことのできない事業

全産業 572万件のうち 21%、

全従業者数 5,418万人のうち 12%、

全産業の収入額 151.8兆円のうち 18%（26.9兆円）

（総務省「サービス業基本調査」より）

2 従業員5人未満の零細事業

	主な5人未満の事業所数（万件）	5人未満事業所数の割合（%）
生活衛生関係営業	88.5	73.1
理容業	11.2	95.5
美容業	15.3	86.9
クリーニング業	6.4	82.5
一般公衆浴場	0.4	73.0
喫茶店	6.4	78.6

※総務省「事業所・企業統計調査」より

生衛業 121万事業所のうち従業員が5人未満の事業所は73.1%であり極めて零細。長引く厳しい経済状態、国民のニーズの多様化の中、事業所の減少も目立つ。

H13年と比較して、美容業は2千事業所の増であるが、理容業は5千、クリーニング業は1万3千、一般公衆浴場は2千、一般食堂は7千、喫茶店は8千の減。

3 後継者の確保難

生衛業における経営者（店舗責任者）が60歳以上の割合は、浴場業の70%、クリーニング業の66%、飲食店の62%が顕著。（厚生労働省「生活衛生関係営業経営実態調査」より）

生活衛生関係営業の役割について

中小零細が多い生活衛生関係営業は
主に「3つの役割」を担っている。

衛生的サービスの提供

地域の雇用確保

地域社会への貢献

生衛業の役割

○生衛業は国民生活に密着した営業であるため、日頃の衛生面の確保は大変重要



営業施設の衛生水準を確保することにより、消費者が安心して衛生的で快適なサービスを利用できる

生衛業の役割

○生衛業は地域の雇用確保(全産業の12%)や地域経済に地道に貢献



・従業者数628万人で約27兆円規模の事業を展開
・労働集約型で雇用の受け皿となっている

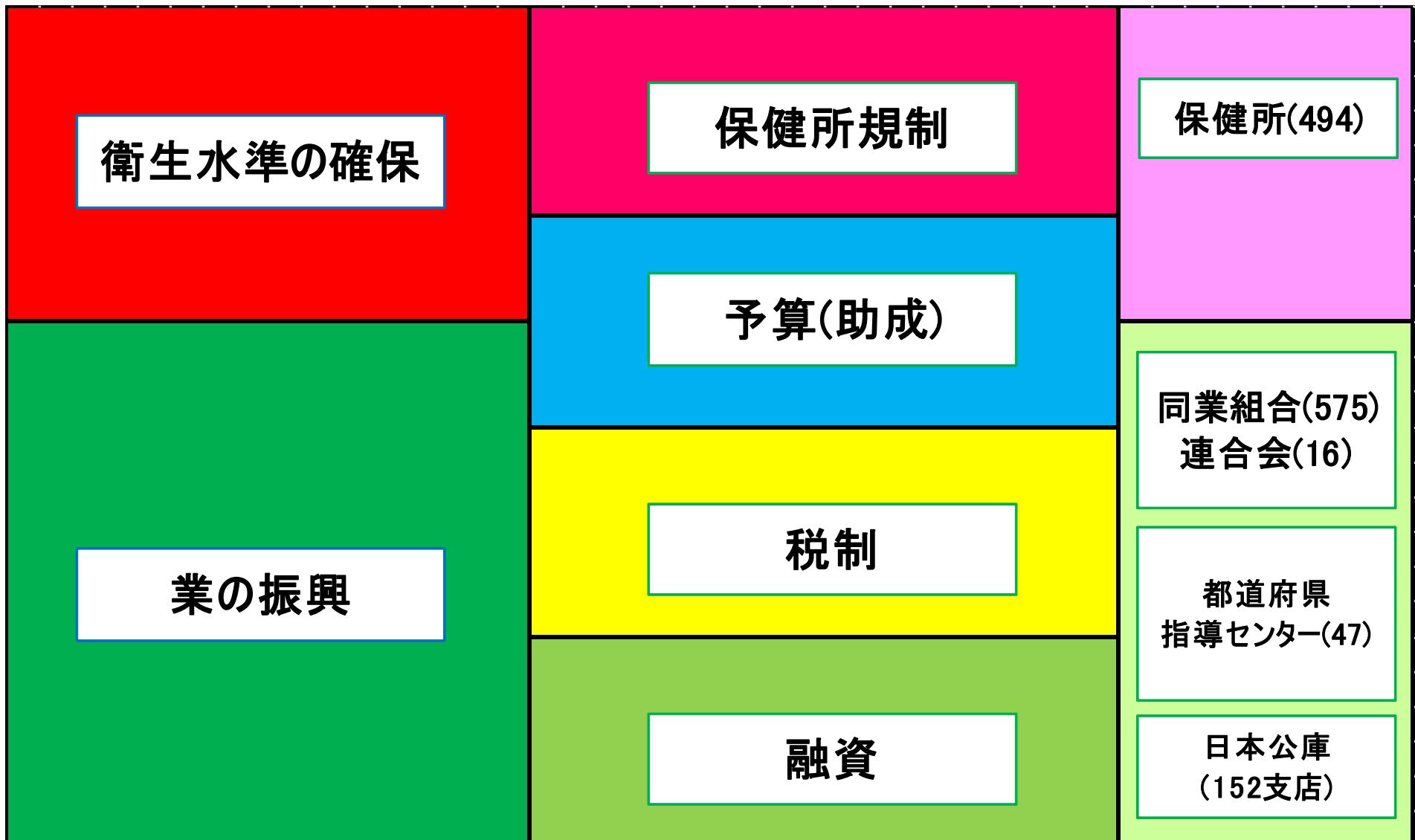
生衛業の役割

○生衛業は地域密着経営であり、地産地消の推進や地域の福祉・健康対策に貢献



・健康入浴事業
・補助犬同伴受入れ
・食品リサイクルの推進
・食育への対応
・「買い物弱者」の増加食い止め、地域のまちづくりへの期待

生活衛生関係営業の規制・振興の枠組み



■生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (昭和32年6月3日法律第164号) (抄)

(目的)

第1条 この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争がある等の場合における料金等の規制、当該営業の振興の計画的推進、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もつて公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。

第63条の2 国及び地方公共団体は、営業者の組織の自主的活動の促進を通じて生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、組合、小組合及び連合会に対して必要な助成その他の援助を行うよう努めなければならない。

■生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (昭和32年6月3日法律第164号) (抄)

(助成等)

第63条 国は、都道府県が、都道府県指導センターの行う事業に要する経費について補助する場合には、当該都道府県に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該補助に要する経費の一部を補助することができる。

2 国は、全国指導センターに対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その行う事業に要する経費の一部を補助することができる。

(減価償却の特例)

第56条の5 第56条の3第1項の規定による認定を受けた組合又は小組合は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)で定めるところにより、当該認定計画に係る共同施設について特別償却をすることができる。

(資金の確保)

第56条の4 政府は、前条第1項の規定による認定を受けた振興計画(以下「認定計画」という。)に基づく振興事業の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。



予算

生活衛生振興助成費等補助金について

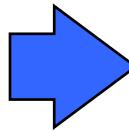
(現状)

行政刷新会議提出資料

- 生活衛生同業組合連合会・生活衛生同業組合の健全な発達と衛生水準の向上、消費者(利用者)の利益擁護の観点から生衛業の経営の健全化を図ることを目的。

【交付方法】

厚生労働省



[補助金]

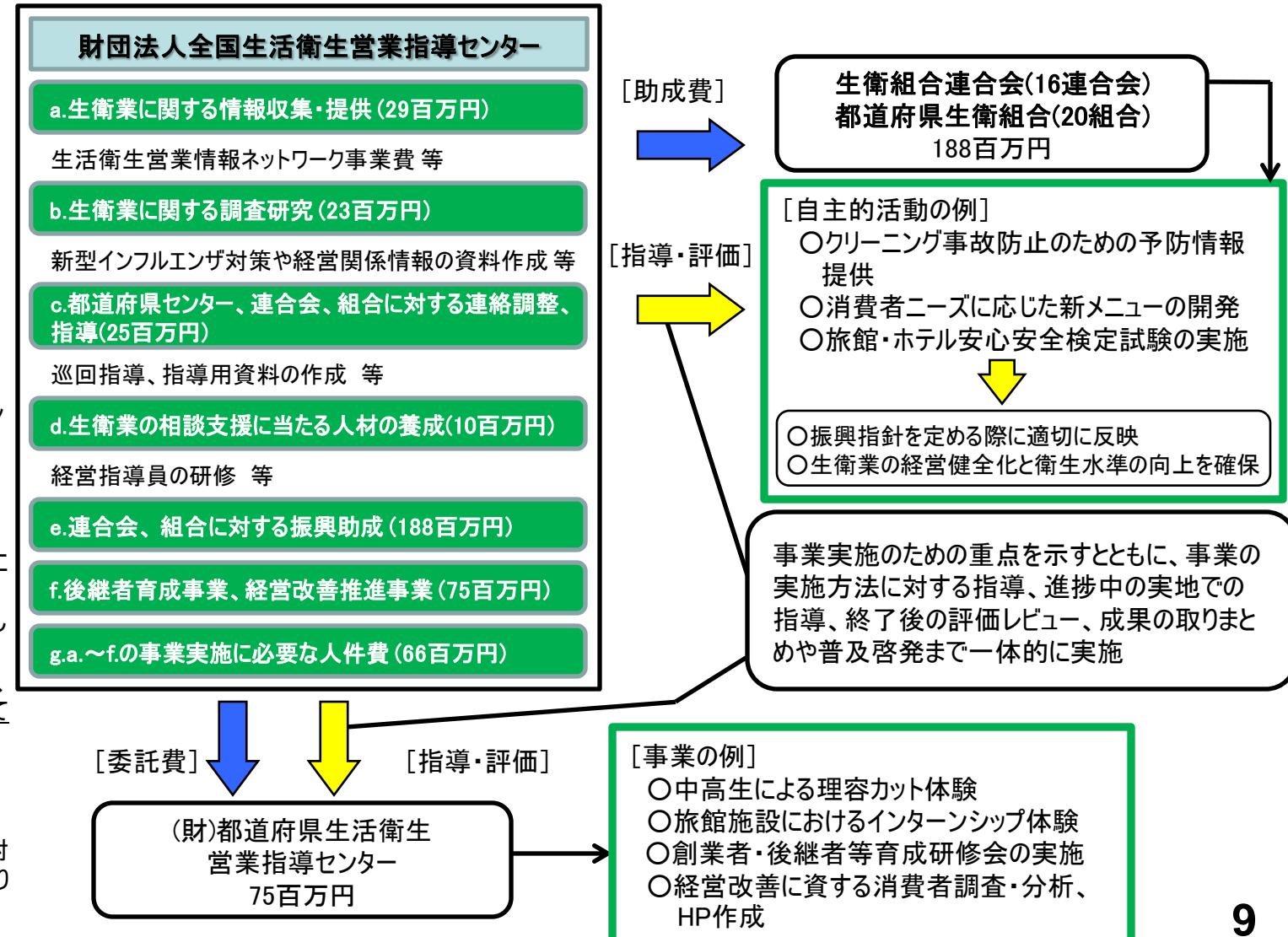
平成20年度 418百万円

※財団法人全国生活衛生営業指導センターは、同法第57条の10に規定する事業として、

- 連合会相互の連絡調整を図り、及びその事業について指導すること
- 連合会の行う生活衛生関係営業に関する技能の改善向上若しくは審査又は技能者の養成の事業に関し技術的指導を行うこと

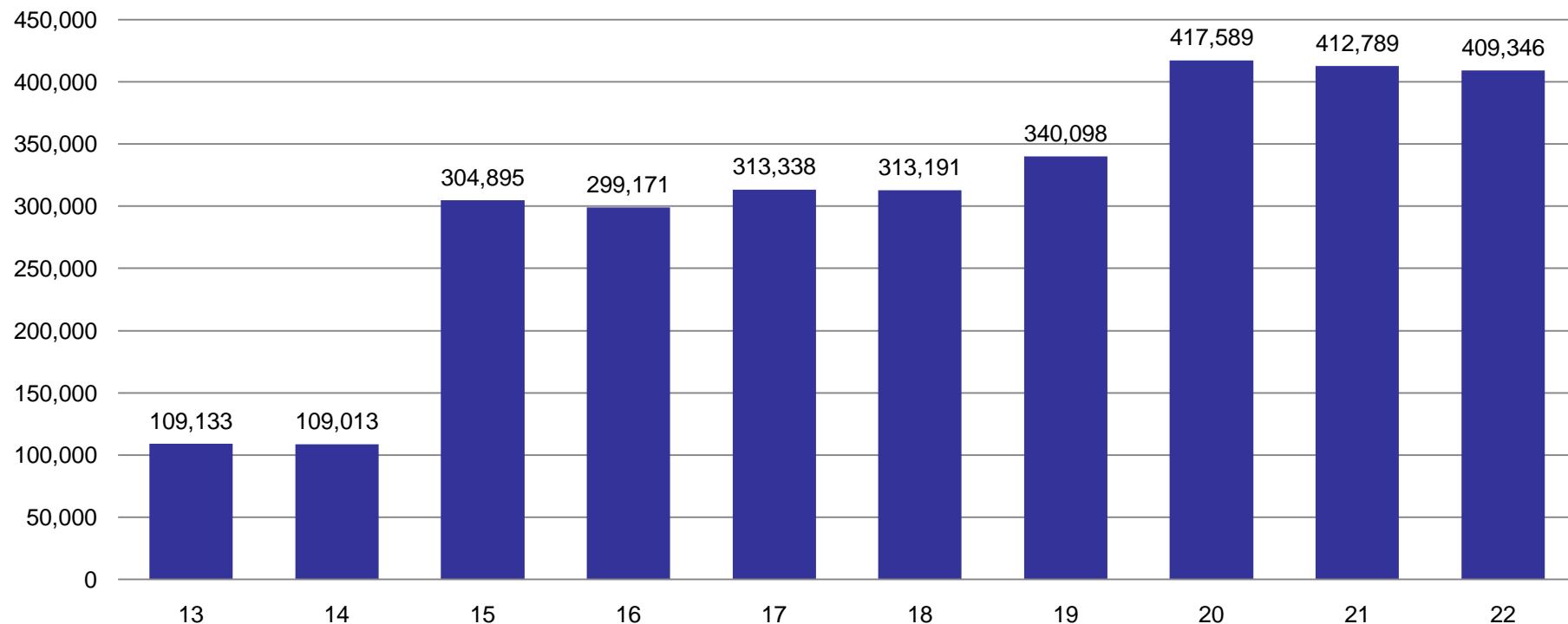
が法人の事業として位置づけられており、連合会に対する指導と助成を一体として実施することが効果的である。

※昭和55年に財団法人全国生活衛生営業指導センターの活動に対する補助規定が、平成12年に組合・連合会に対する助成規定がそれぞれ議員立法により法制化。



生活衛生振興助成費等補助金予算額推移

(全国生活衛生営業指導センター分)



(単位:千円)

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
予算額		(99.9%)	(279.7%)	(98.1%)	(104.7%)	(100.0%)	(108.6%)	(122.8%)	(98.9%)	(99.2%)
	109,133	109,013	304,895	299,171	313,338	313,191	340,098	417,589	412,789	409,346

(注)上段()書きは前年度比

生活衛生営業指導費補助金について

(現状)

- 生衛業の健全な発達と衛生水準の向上、消費者(利用者)の利益擁護の観点から生衛業の経営の健全化を図ることを目的。

【交付方法】



※昭和55年に財団法人都道府県生活衛生営業指導センターの活動に対する補助規定が議員立法により法制化。

財団法人都道府県生活衛生営業指導センター

a.衛生の向上・経営の健全化についての相談・指導、
消費者の苦情処理 (111百万円)

衛生、融資、税務等の相談・指導

消費者からの苦情対応

b.講習会、講演会、展示会の開催等(54百万円)

介護の基礎知識・身体障害者補助犬に関する講習会
飲食店における受動喫煙対策に関する講習会
クリーニング所におけるリサイクルの推進に関する講習会等

c.生衛業に関する情報収集・提供 (13百万円)

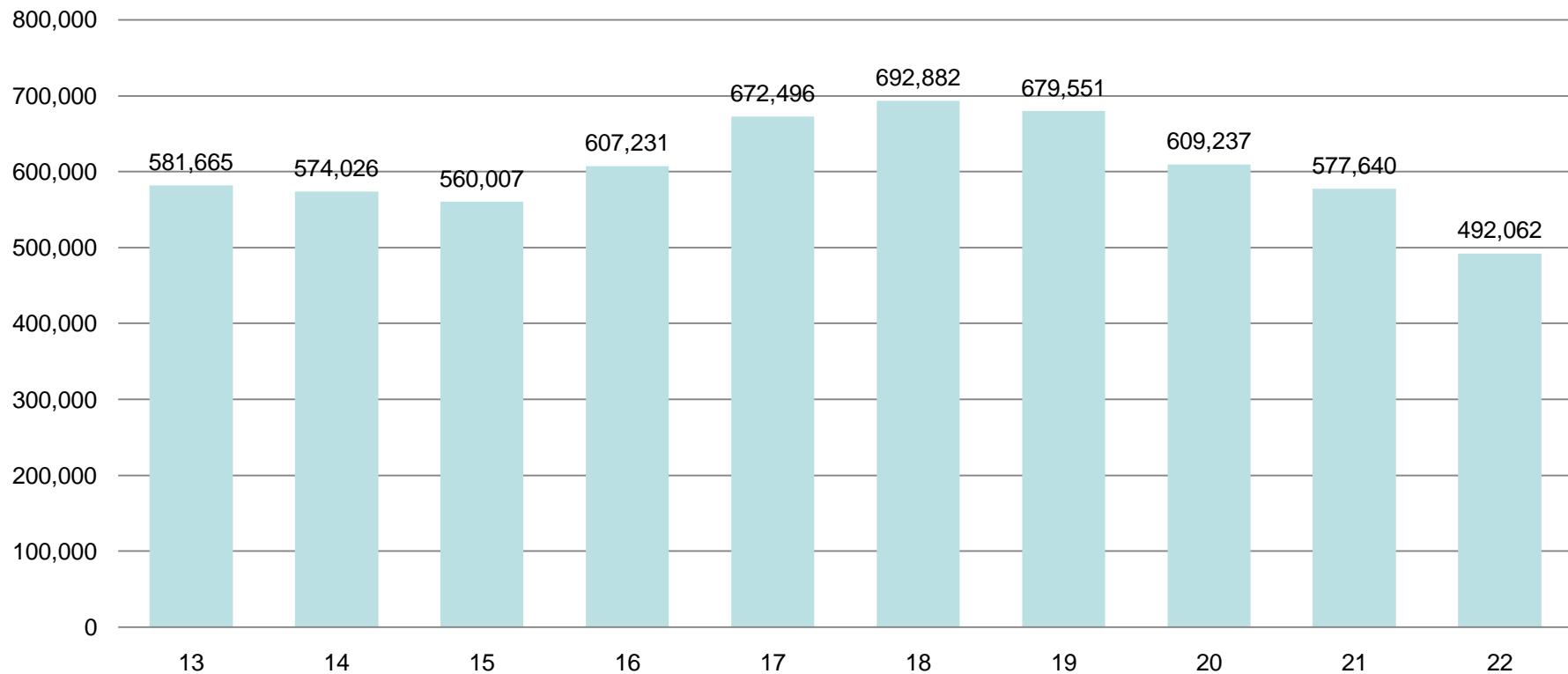
生衛業に関する情報の蓄積、システムの維持管理

d.a.～c の事業実施に必要な人件費 (430百万円)

※金額は国費のみ記載

生活衛生営業指導費補助金予算額推移

(都道府県生活衛生営業指導センター分)



(単位:千円)

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
予算額	581,665	574,026	560,007	607,231	672,496	692,882	679,551	609,237	577,640	492,062

(注)上段()書きは前年度比

生活衛生営業関係補助金に対する行政刷新会議及び行政事業レビューの評価結果[概要]

行政刷新会議の評価結果

生活衛生振興助成費等補助金

WGの評価結果

廃止(説明責任を果たしつつ、政策目標を達成する上でより効果的な仕組みにより行うべき)

廃止5名、自治体・民間1名
国等が実施1名(事業規模縮減)
当該法人が実施1名(事業規模縮減)

[事業の必要性は理解]

- 国が何かしらのサポートを行うべきであること、この事業の目的自体にしては大きな疑問は持っていない。
- 施策の目的には非常に賛同するものがあり、そのために必要であれば国として税金を使ってやるべき。

[効果測定が不十分]

- 目的が達成されているのかどうかという点についての説明が十分になかった。
- 国民皆さんに必要だといえるほど自信のある説明をいたしていないので、十分な説明と十分な効果測定を行っていただきたい。

行政事業レビューの評価結果

生活衛生営業指導費補助金

評価結果

事業の廃止(直ちに)

事業の廃止(直ちに)3名
事業の廃止(事業の対象者に与える影響に配慮しながら一定期間経過後)2名

国が実施する必要なし(地方公共団体の判断に任せ)1名

国が実施する必要なし(その他(地方+民間))1名
事業は継続するが、更なる見直しが必要1名

[とりまとめコメント]

- 国、自治体、団体等の役割を厳密に精査の上、全体のスキームを立て直すべき。
- 国からの補助は廃止し、その実施については各都道府県生活衛生営業指導センターの判断に委ねる。

[長浜副大臣コメント]

- 生衛法は議員立法により成立していることを踏まえ、政務三役で取扱いを検討する

我が国の国民生活を支えている生活衛生関係営業(生衛業)は、衛生水準を確保しながら安全で安心なサービスを提供し、雇用の維持・確保の面においても大きな役割を担っていることから、生衛業を元気にすることは、「国民の生活が第一。」とする民主党の基本政策の姿勢に合致するものである。

先の行政刷新会議WGによる事業仕分け及び行政事業レビュー公開プロセスは「閉塞感を打ち破り、国民のための行政を国民みんなの力を結集してスタートする」という精神で行われているため、評価結果については基本的には尊重しなければならない。

一方で、中小零細が多い業界の意見も十二分に耳を傾けながら進めていくことが重要である。同時に、外国から日本に来られる方々も快適な生衛業のサービスが受けられるよう、国際化の観点に立った営業が行えるようにしていく必要がある。

このため、政治主導のもと、事業仕分けでの指摘を踏まえながら、国民生活に直結した生衛業を支援するための改革を確実に実行すべきである。

- 一 生活衛生関係補助金については、「施策の目的には賛同する」、「十分な効果測定を行うこと」という指摘を踏まえ、補助金の在り方を国民目線に立ってゼロベースで見直し、現場の政策ニーズに合致した新たな支援内容とすること。
- 二 クリーニング師研修等事業については、利用者の利益の擁護、衛生水準の維持向上の観点から不可欠であることから、事業仕分けの指摘を踏まえながら、営業者の方々の意見を十分に反映した形で必要な見直しを行うこと。
- 三 管理理容師・美容師講習事業については、衛生水準の維持向上の観点から不可欠であるため、事業仕分けの指摘を踏まえながら、営業者の方々の意見を十分に反映した形で必要な見直しを行うこと。

平成22年7月30日
民主党生活衛生業振興議員連盟
会長 鹿野道彦

生活衛生営業関係補助金の在り方について

「3つの改革の視点」で事業をゼロベースで見直し

行政刷新会議及び行政事業レビューの評価結果を踏まえ、生衛法の趣旨(経営の健全化、衛生水準の向上、消費者の利益擁護)及び現場の政策ニーズを踏まえ補助金の在り方をゼロベースで見直すことが必要

1. 国民的視点に立脚した評価指標の導入
 - 定性的・定量的評価指標の導入
 - 有識者による効果検証の実施
 - 事業評価の予算への反映
2. 国民的視点に立脚したムダづかいの削減を徹底
 - 天下りの排除と職員の質の向上
 - 契約の徹底した適正化
 - システム等の調達コストの徹底した削減
3. 政策目的・現場の政策ニーズに合致した事業への重点化
 - (1) 全国センターへの補助
 - 重点事業の徹底強化
 - ・生衛業における健康・福祉対策(感染症、健康づくり等)
 - ・生衛業における国際化への対応(英語・中国語等の表示等)
 - ・環境対策(地球温暖化対策、リサイクル等)
 - ・インターネットメディアを通じた情報提供の充実
 - 直接補助への転換
 - ・連合会・生衛組合への直接補助の実施
 - (2) 都道府県センターへの補助
 - 重点事業の徹底強化
 - ・経営指導・支援の充実(金融・税制の専門家による相談会開催、組合による経営改善への支援等)
 - ・消費者コールセンターの設置
 - 全国センター向けから都道府県センター向けへの事業の転換
 - ・後継者育成支援事業

生活衛生営業関係補助金の見直し方針について

民主党議連の要望を踏まえ事業をゼロベースで見直し

【民主党議連の要望】

- 1 国民的視点に立脚した評価指標の導入
 - 定性的・定量的評価指標の導入
 - 有識者による効果検証の実施
 - 事業評価予算への反映

- 2 国民的視点に立脚したムダづかいの削減を徹底
 - 天下りの排除と職員の質の向上
 - 契約の徹底した適正化
 - システム等の調達コストの徹底した削減

- 3 政策目的・現場の政策ニーズに合致した事業への重点化

- (1) 全国センターへの補助
 - 重点事業の徹底強化
 - ・ 生衛業における健康・福祉対策(感染症、健康づくり等)
 - ・ 生衛業における国際化への対応(英語・中国語等の表示等)
 - ・ 環境対策(地球温暖化対策、リサイクル等)
 - ・ インターネットメディアを通じた情報提供の充実

- 直接補助への転換
 - ・ 連合会・生衛組合への直接補助の実施

- (2) 都道府県センターへの補助
 - 重点事業の徹底強化
 - ・ 経営指導・支援の充実(金融・税制の専門家による相談会開催、組合による経営改善への支援等)
 - ・ 消費者コールセンターの設置

- 県センターへの事業の転換
 - ・ 後継者育成支援事業

【要望に対応した事業案】[新規]

●生活衛生関係営業対策事業費補助金(仮称) 811, 267千円

- 全国センター、都道府県センターにおいて事業の効果検証の実施
(効果検証等調査費を計上) 8, 918千円

- 理事長はすでに業界代表者、役職員については段階的に公募に切り替え
- 人件費の削減 408, 600千円 → 386, 768千円
- 競争性の高い契約方式の徹底

【事業の重点化】

(全国センター)

○ 健康・環境対策事業費 797千円

- ・ 新型インフルエンザ等の感染症等への速やかな対応・伝達体制の確立
- ・ 地球温暖化対策、リサイクル等の推進、都道府県センターの事例収集

○ 情報ネットワーク事業費 14, 074千円

- ・ 都道府県センター、連合会、生衛業者等に対する情報提供の充実を図る

(都道府県センター)

○ 相談指導事業費 98, 818千円

- ・ 生衛業者、組合に対する相談指導

○ 分野調整等協議会等事業費 1, 633千円

- ・ 大企業の進出等で生じる問題への対応

○ 消費者コールセンター事業費 9, 095千円

- ・ 消費者からの苦情相談体制を構築し、消費者の権利擁護の充実を図る

【事業実施者への補助への転換(全国センター経由の廃止)】

○ 経営安定化事業費 160, 000千円

- ・ 連合会及び組合に対し、国から直接補助を実施
- ・ 生衛業における国際化への対応の支援

○ 後継者育成支援事業 46, 154千円

- ・ 従来全国センターで実施していた事業の移管

(参考)

全国センター	409, 346千円 → 131, 890千円
都道府県(都道府県センター)	492, 062千円 → 519, 377千円
連合会及び組合への直接補助	0千円 → 160, 000千円

【スクラップ財源】[廃止]

合計 901, 408千円

●生活衛生振興助成費等補助金

409, 346千円

補助率: 定額

補助先: 全国センター

●生活衛生営業指導費補助金

492, 062千円

補助率: 1/2

補助先: 都道府県

(都道府県センター)

10% 削減

生活衛生営業関係補助金に対する 行政刷新会議再仕分け(第3弾)評価結果

行政刷新会議の評価結果

平成22年11月15日

生活衛生関係補助金 (3) 生活衛生関係営業対策事業費補助金

WGの評価結果

廃止

- ①国の事業として廃止 8名
- ②来年度の予算計上は見送り 3名
- ③予算要求縮減 0名
 - a.半額 0名
 - b.1/3程度を縮減 1名
 - c.その他 0名
- ④予算要求通り 0名

[とりまとめコメント]

- 集計結果を踏まえ、一旦廃止と判定させていただく。多くの評価者が指摘しているように、単なる看板の掛け替えとなっている。
- 改革案を検討していることは説明いただいたが、予算要求している事業内容については、何ら見直しがなされていない、見直しは不十分であるという評価である。
- 一旦と申し上げたが、評価基準や、国と県、商工会の機能分担も含めて改革案を検討していただきたい、事業内容を見直した上で要求していただきたい。

[小林政務官コメント]

- 生衛法が多くの生衛業者の方々の声を受け、議員立法で成立している経過も踏まえ、年末の予算編成には、厚生労働省政務三役でしっかり対応して参りたい。

都道府県生活衛生営業指導センターと商工会の比較

	都道府県生活衛生営業指導センター	商工会
根拠法	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年制定)(昭和54年改正で規定)	商工会法(昭和35年制定)
制度所管	厚生労働省	中小企業庁
法人種別	財団法人	特別認可法人
地区	各都道府県毎	町村の区域毎
事業	生活衛生関係営業に関する衛生施設及び改善向上並びに経営の健全化について相談に応じ又は指導を行うこと他	中小企業施策、特に小規模事業施策に重点をおいており、事業の中心は経営改善普及事業
組織の意思決定	理事会	全ての会員に参加する権利がある総会で意思決定、1会員1票
設立要件	都道府県知事の認可・指定	地区内の商工事業者の2分の1以上が会員となること

生活衛生関係補助金の対応方針について

基本的な考え方

- 生活衛生関係営業は、中小零細企業が大部分であるため、生衛法の趣旨（経営の健全化、衛生水準の向上、消費者の利益擁護）を踏まえ、振興と規制が一体となって経営の健全化と生衛水準の向上を図ることが必要。
- 行政刷新会議事業仕分けの評価結果を踏まえ、概算要求内容について、評価基準や国と県、商工会の機能分担も含めた改革案を検討し、事業内容を見直す。

改革案

I 評価指標の設定、事業評価の実施

1. 評価指標の作成
2. 審査・実施・評価プロセスの国（透明性の高いプロセス）での一元管理
3. 厚生労働省に中立的立場の者から構成される「審査・評価委員会（仮称）」を設置

II 国、自治体、団体等の役割を厳密に精査

4. 事業実施団体への直接補助の導入
5. 都道府県センターの経営指導員に適材適所が徹底されるよう、都道府県に要請

III 法の目的（生活衛生関係営業の振興、公衆衛生）に相応しい仕組みへの改革

6. 生活衛生関係営業の振興に意欲のある事業者の意見を反映する仕組みを構築
7. まちおこし推進事業、経営改善推進事業等の廃止

更なる改革事項

○機能分担の明確化

（全国センター）

- ・シンクタンク機能、情報提供機能の強化
- ・危機管理、国際化への対応の支援

（都道府県センター）

- ・消費者保護、後継者育成支援への対応強化
- ・地域の商工会との連携策の検討

（連合会・組合）

- ・自主管理の促進、地域の福祉社会への貢献

○事業の効率化

- ・健康・環境対策等の縮減（●割減）
- ・人件費の効率化
 - ・全国センター：中央指導員・研究員 ●名 → ●名
 - ・都道府県センター：成果主義に基づく配分（●%減）

○受益者支援の拡充

- ・連合会・組合への補助の増

生活衛生関係補助金の機能分担について

実施主体	全国センター	都道府県 (都道府県センター)	連合会・組合	商工会
主な機能	○ シンクタンク機能の強化	○ 衛生面の確保	○ 衛生面の確保	○ 経営安定化
	✓ 調査研究基盤の整備による政策提言、事業効果の調査	✓ 生衛業施設の自主点検・自主管理の支援	✓ 口蹄疫・新型インフルエンザ等(食肉業・飲食業等)業界固有の衛生課題への機動的な対応	✓ 一般的な中小企業施策としての経営安定化の支援策とそれに係る相談・情報提供
	○ 情報提供機能の拡充	○ 雇用の確保	○ 地域振興・まちづくり	
	✓ サービス改善について、消費者・事業者への相談・情報提供の強化(インターネットメディアの活用)	✓ 生衛業の創業・事業展開の経営相談	✓ 地場特産品の振興等地域のニーズへの即応(各都道府県組合)	
典型的な手法	○ 都道府県センターの指導・支援	○ 地域の活性化への貢献		
	✓ 質の高い経営指導員の養成による経営指導体制の強化	✓ 「地産地消」、「地域福祉」等のアイデア提供を通じた生衛業の経営の健全化		
今回の改革	✓ シンクタンク機能・情報提供機能への集中・重点化	✓ 経営指導体制の強化	✓ 現場に近い連合会、組合等への支援の強化	✓ 全業種の課題への全国的・地域的な対応
	✓ 連合会・組合への助成の廃止	✓ 後継者育成支援の強化	✓ 全国センター経由を廃止し、主たる取組を強化	

自主的取組の推進、地域の福祉社会への貢献

・シンクタンク機能の強化
・危機管理、国際化等に県センター、連合会等への支援強化

消費者保護、後継者育成支援への対応強化

商工会

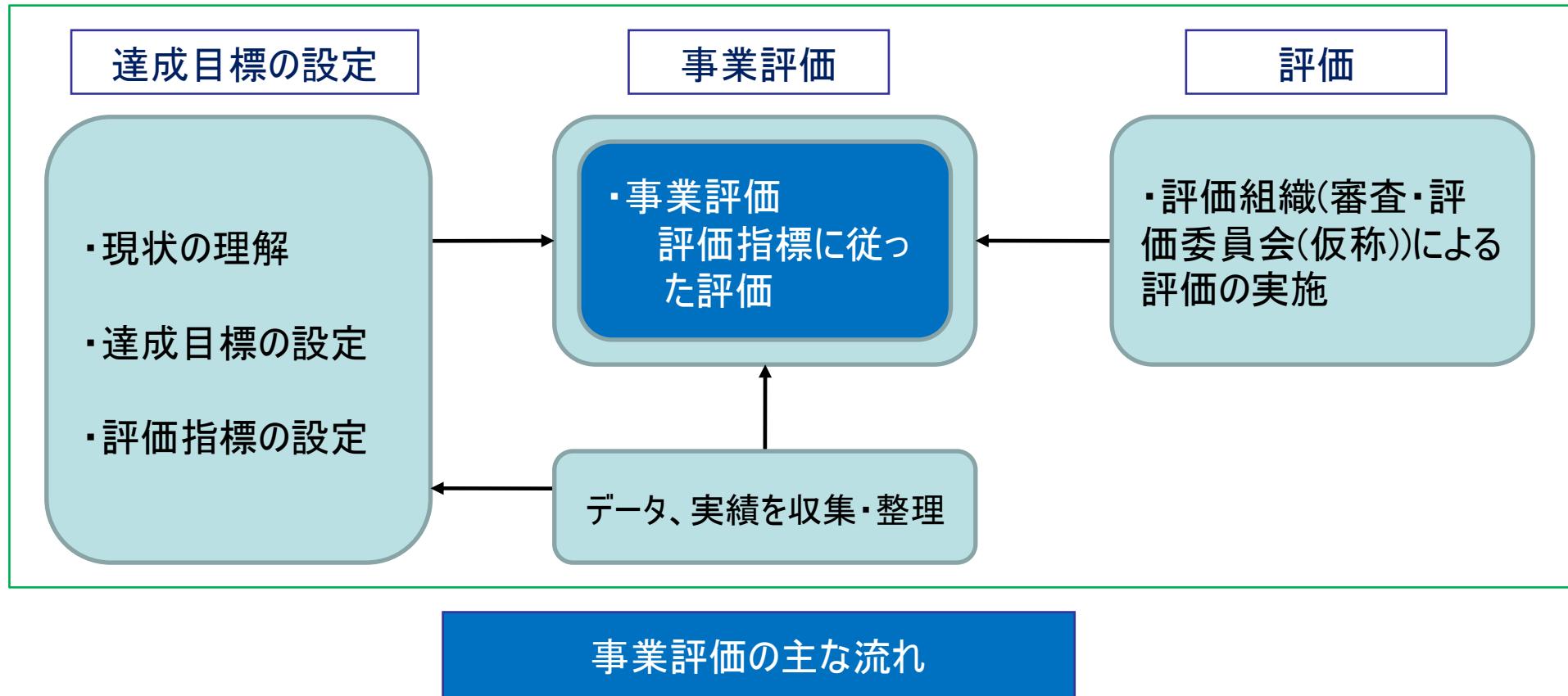


厚生労働省所管の生衛業振興施策では、

○生衛業の衛生水準の維持向上を主目的としており、中小企業支援策とは異なる

○衛生指導と経営指導を一体として行っており、商工会等が行う相談とは異なる効果が期待されている

事業評価の流れについて(案)

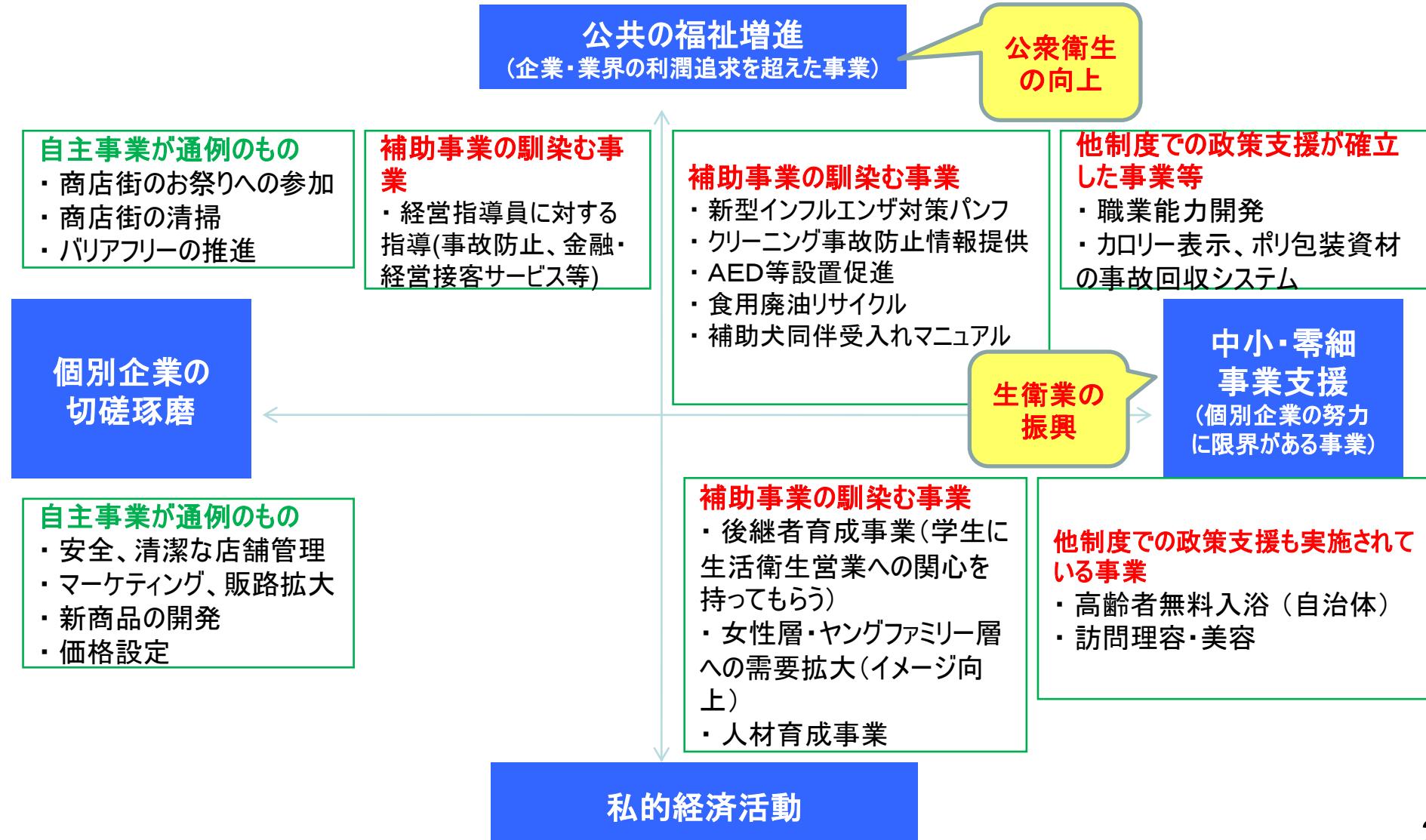


- 事業を決定する際に、不斷の見直しや改善に資する見地から、事業の目的と手段の対応関係を明示しながら、あらかじめ事業効果に着目した達成目標を設定
- その後、達成目標に対する実績を定期的・継続的に測定。
- 事業が終了した時点で、最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価を行う。

第3回検討会提出改革案(評価指標部分)について

III 生衛法の目的に即した支援

[自主事業が通例のもの、補助金事業に馴染む事業、他制度での政策支援が確立した事業]



評価指標の作成

下記のような各類型に応じて到達目標が現実的で意欲的な事業を採択し、実績を評価する。

	成果指標が明確にし易い事業 [P] パフォーマンス	活動指標が明確にし易い事業 [A] アクティビティ
定量評価(数値目標)が明確にし易い事業 [1]	(例) ➤ 飲食店における分煙の達成率の向上 (効果測定が最も明確な分類)	(例) 参加者数、活動回数 ➤ 訪問理美容事業(何件の高齢者を訪問したか=成果指標が定性的評価が中心となる類型) (数値的評価と成果との関係について十分な検討を要する分類)
定性的評価が明確にし易い事業 [2]	(例) ➤ 商店街の活性化への寄与 (傍証となる指標の設定について十分検討を要する分類)	(例) ➤ 研修会テキストの改善 (効果測定が明確にしにくい分類で、相當に丁寧な検討が必要)
100%(完全実施)又は0% (根絶)が所与の目標となっている事業 各事業者任せでは業界の信用失墜を招く懸念あり [3] (費用対効果の説明について十分な検討を要する分類)	(例) ➤ 飲食店の食中毒予防、顧客の酒気帯び運転根絶 ➤ 事業所内の結核発生の防止	(例) ➤ 感染症予防啓発ポスターの作成

評価指標の類型について①

[P1]

成果指標が定量評価(数値目標)で明確にし易い事業

(例)飲食店における分煙の達成率の向上

成果指標: ○○県内の飲食店における分煙率を○年間で○○%から
○○%に引き上げる

活動指標: 事業者研修会○○回開催、飲食店掲示用ポスターの作成
・配布

[A1]

**活動指標が定量評価(数値目標)で明確にし易いものの、
成果指標は定量評価(数値目標)で明確にしにくい事業**

(例)高齢者訪問理容・美容事業

成果指標: 地域の高齢者の快適な生活支援

活動指標: ○○地区の○○人の高齢者宅を○○期間内に訪問して理
容・美容を行う

評価指標の類型について②

[A2]

成果指標も活動指標も定性的な評価が中心になりがちな事業

(例) ○○研修会のテキストの改善

成果指標: ○○期間内に得られた新しい情報を反映した受講者に役立つテキストの改訂

活動指標: ○○期間内に編集委員会を開催する等の計画に沿ってテキストを改善

[P3]

100%(完全実施)又は0%(根絶)が所与の目標となっている事業

(例)飲食店の食中毒予防

成果指標: ○○期間内の食中毒事件発生を阻止する(0件を目標)

活動指標: 活動計画に沿って活動を実施

(注)有効性、効率性、業界全体の信用確保等の観点から適切な事業内容となるよう確認を要する

生活衛生営業衛生確保・振興補助金（仮称）における評価指標等について（案）

全国指導センター

事業レベル	事業目標	事業概要	成果指標(例)	活動指標(例)
01 人件費			・業績評価	—
02 指導・研修事業（仮称）	<p>(1)以下の実施により生衛業の振興と衛生水準の維持向上を図る。 ア 連合会、都道府県指導センターの健全な運営の確保 イ 生衛業全般、全国的な施策の推進 ウ 生衛業に対する理解の推進</p> <p>(2)経営指導員、経営特別相談員、生衛組合役職員等の資質の向上を図り、生衛業の衛生水準の維持、経営の安定化を図る。</p>	<p>(指導部分) ア 巡回指導、会議の開催 イ 通知等による指導 ウ ホームページ、冊子等の広報</p> <p>活動の実施 (研修部分) ア 経営指導員研修会の開催 イ 経営特別相談員研修会の開催 ウ 生衛組合等役職員研修会の開催</p>	<p>(指導部分) ・振興計画認定数 ・食中毒発生件数 (組合員・非組合員) ・衛生関連事故発生件数 ・生衛業の経営指標 (売上・経常利益率等) ・生衛組合組織率</p> <p>(研修部分) ・衛生関連事故発生件数 ・生衛業の経営指標 (売上・経常利益率等) ・研修受講者満足度 ・日本政策金融公庫貸付件数</p>	<p>(指導部分) ・巡回指導実施回数 ・会議開催回数 ・通知等発信件数 ・広報活動実施回数(部数・回数) ・問い合わせ・要望への対応件数</p> <p>(研修部分) ・研修会開催回数 ・受講者数</p>
03 消費者対応事業	生衛業における消費者利益擁護の推進	ア 都道府県センターが適切に消費者等からの相談に対応できるよう、事例集を作成する等により支援する。	・国民生活センターにおける生衛業に関する苦情相談件数	・コールセンターガイドライン策定 ・問い合わせ・相談件数
04 情報ネットワーク事業	生衛業に関する情報の収集、分析、情報発信及び指導体制の効率化を推進することにより、生衛業の経営の安定化、衛生水準の向上、業界振興を図る。	ア 情報ネットワーク(HP、各種アプリケーション)の維持運営 イ 新規アプリケーションの開発 ウ インターネットメディアを通じた情報提供の充実	・HPユーザー満足度 ・衛生関連事故発生件数 ・生衛業の経営指標 (売上・経常利益率等) ・生衛組合組織率	・HPアクセス数 ・HP更新回数 ・E-mail問い合わせ数 ・メルマガ登録者数 ・動画共有サイト投稿数

生活衛生営業衛生確保・振興補助金（仮称）における評価指標等について（案）

全国指導センター

事業レベル	事業目標	事業概要	成果指標(例)	活動指標(例)
05 衛生水準確保・振興調査研究費（仮称）	生衛業に関する調査・研究を通じて、生衛業の衛生水準の維持、業界の振興を図る。	生衛業の経営、技術革新、雇用拡充、衛生対策等に関する調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者満足度 ・衛生関連事故発生件数 ・生衛業の経営指標（売上・経常利益率等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査件数 ・報告書・普及啓発資料作成部数
06 経営安定化事業費（仮称）	連合会の自主的な取り組みを助成支援することにより、業界の振興、経営の安定化、消費者利益の擁護、施策の推進を図る。	ア 連合会・生衛組合の自主的取り組みに対する助成 イ 事業の計画、実施段階において指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生関連事故発生件数 ・生衛業の経営指標（売上・経常利益率等） 	<p>(共通指標) <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施件数 </p> <p>(ミクロ指標) <ul style="list-style-type: none"> ・研修会開催回数 ・冊子作成部数 ・参加者数 ・参加者満足度 </p>
07 効果検証調査費（仮称）	事業の実施状況を定量的に把握（モニタリング）し可視化することにより、政策目的及び政策ニーズを踏まえた事業運営を行う。	学識経験者などを構成員とする有識者会議（審査・評価委員会（仮称））の開催及び評価指標の測定・分析に要する経費。	対象外	対象外

（注）06 経営安定化事業費（仮称）のうち連合会等への助成については国が直接行う

生活衛生営業衛生確保・振興補助金（仮称）における評価指標等について（案）

都道府県指導センター

事業レベル	事業目標	事業概要	成果指標(例)	活動指標(例)
01 人件費			・業績評価	—
02 相談指導事業	<p>(1)以下の実施により生衛業の振興と衛生水準の維持向上を図る。 ア 生衛業全般、地域的な施策の推進 ウ 生衛業に対する理解の推進</p> <p>(2)質の高い経営指導員、経営特別相談員、生衛組合役職員等による相談や金融・税制の専門家による相談会の開催等により、生衛業の衛生水準の維持、経営の安定化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談室運営 ・税務相談 ・経営指導員指導 ・経営改善資金融資等指導 ・専門家相談会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・振興計画認定数 ・食中毒発生件数 (組合員・非組合員) ・日本政策金融公庫貸付件数 ・衛生関連事故発生件数 ・生衛業の経営指標 (売上・経常利益率等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容別件数 ・通知等発信件数 ・相談会開催数
03 分野調整等協議会等事業	分野調整事業協議会を設置し、紛争等に関する相談指導及び調整を図る。	分野調整事業協議会を設置し、紛争等に関する相談指導及び調整を図る。	対象外	・協議会開催数
04 情報化整備事業	生衛業に関する情報の収集、分析、情報発信及び指導体制の効率化を推進することにより、生衛業の経営の安定化、衛生水準の向上、業界振興を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ア 情報ネットワーク(HP、各種アプリケーション)の維持運営 イ インターネットメディアを通じた情報提供の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・HPユーザー満足度 ・生衛組合組織率 	<ul style="list-style-type: none"> ・HPアクセス数 ・HP更新回数 ・E-mail問い合わせ数 ・メルマガ登録者数 ・動画共有サイト投稿数
05 健康・福祉対策推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ア 感染症の発生と蔓延を防止及び生衛業の特徴を活かした健康づくりを支援することにより、業界の振興、経営の安定化、施策の推進を図る。 イ 生衛業の特徴を活かした地域福祉の増進を推進することにより、業界の振興、経営の安定化、施策の推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ア 生衛業者に対する介護の基礎知識や身体障害者補助犬に関する講習会の開催 イ 近年の新型インフルエンザ、レジオネラ症等の感染症の拡大防止策に関する検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生関連事故発生件数 ・生衛業の経営指標 (売上・経常利益率等) 	・事業実施数

生活衛生営業衛生確保・振興補助金（仮称）における評価指標等について（案）

都道府県指導センター

事業レベル	事業目標	事業概要	成果指標(例)	活動指標(例)
06 消費者 コールセンター 事業	利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備する。	一般消費者からサービス・飲食物に関する問い合わせやクレームについて検討し、適切に対応できる体制を整備する。	・国民生活センターにおける 生衛業に関する苦情相談 件数	・相談内容別件数
07 効果検証 調査費（仮 称）	事業の実施状況を定量的に把握(モニタリング)し可視化することにより、政策目的及び政策ニーズを踏まえた事業運営を行う。	学識経験者などを構成員とする有識者会議（効果検証委員会）の開催及び評価指標の測定・分析に要する経費。	対象外	対象外



税制

生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長（法人税）

要望内容

生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限を平成24年度末までの2年間延長する。

【減収額】:国税(延長)0.9百万円(平成23年度 厚生労働省試算)

現行制度

(特別償却)

生活衛生同業組合等が振興計画に基づき共同利用施設を設置した場合に取得価額の8%の特別償却

※共同利用施設

- ・共同冷凍庫
- ・研修施設
- ・共同購入資材配送車両 等

現行措置を
据え置き

現行措置の
延長

平成23年度以降

(特別償却)

生活衛生同業組合等が振興計画に基づき共同利用施設を設置した場合に取得価額の8%の特別償却

※共同利用施設

- ・共同冷凍庫
- ・研修施設
- ・共同購入資材配送車両 等

現在の政策措置を平成25年3月31日まで延長する。

公害防止用設備の特別償却制度の延長（所得税、法人税）

要望内容

公害防止用の特定設備(300万円以上の活性炭吸着回収装置)の取得に係る特別償却制度の適用期限を平成23年度末までの1年間延長する。

【減収額】:国税(延長)54万円(平成23年度 厚生労働省試算)

現行制度

(特別償却)

ドライクリーニング機からのテトラクロロエチレン(大気汚染防止法により排出規制されている指定物質)の排出を抑制するための活性炭吸着回収装置について、取得事業年度において取得価格の14%の特別償却

現行措置を
据え置き

現行措置の
延長

平成23年度以降

現在の政策措置を平成24年3月31日まで延長する。

テトラクロロエチレン

人の健康に係る被害が生じるおそれがある物質

『大気汚染防止法』: 指定物質 『水質汚濁防止法』: 有害物質

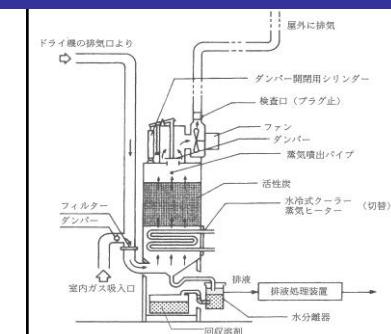
公害防止対策の適正かつ円滑な推進を図るために排出抑制施設等の取得を促進することが必要

新たな設備投資の促進を図る

税制措置

クリーニング業者は、
大部分が経営基盤が
脆弱な小規模零細業者

※活性炭吸着式回収装置(排気用)



ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し（固定資産税）

要望内容

ホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産評価について、その評価を適正化するため、使用実態に即した見直しを行う。

現状と課題

- ホテル・旅館は、建物等の固定資産そのものが重要な商品であることから、顧客ニーズの変化を踏まえて、顧客ニーズに合致しなくなった建物は経過年数が比較的短くても除却されるような状況にある。
- 一方で、ホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産税に関しては、建築後、何年経過してもその評価額が下がらない等、使用実態に即したものになっているとは言い難いことから、その評価を適正化する必要がある。

税制改正要望の概要

- ◆対象税目 固定資産税
- ◆特例措置の対象 ホテル・旅館の用に供する建物
- ◆特例措置の内容 ホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産評価を実態に即したものに見直す。
- ◆政策の達成目標 国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数 4泊(平成22年度)
国内における観光旅行消費額 30兆円(平成22年度)

ホテル・旅館の施設数

60, 449施設

(平成21年3月31日現在)



【内訳】

ホテル営業: 9, 603
旅館営業 : 50, 846



固定資産評価基準における経年減点補正率 基準表の経過年数

ホテル(非木造)

構造	経過年数
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造	50年
煉瓦造、コンクリートブロック造及び石造	45年
鉄骨造(骨格材の肉厚が4mmを超えるもの)	35年
鉄骨造(骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの)	28年
鉄骨造(骨格材の肉厚が3mm以下のもの)	20年

政策効果：共同利用施設適用実績

平成22年度「生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度」活用見込み

(1) 共同購入車両(○○県クリーニング生活衛生同業組合)

平成22年4月車両取得、平成22年5月供用開始

[特別償却設備取得額] 2.4百万円

[車名] トヨエース1t系

[型式] KDY221-TGMDY

[株式会社日本政策金融公庫融資実績]

融資実績なし



※共同購入資材(溶剤、石鹼、
包装材、ハンガー等)の組合員へ
の配送に利用

(2) 共同駐車場(○○県○○生活衛生同業組合)

平成22年12月工事着手(予定)、平成23年1月工事完了(予定)、平成23年2月供用開始(予定)

[特別償却設備取得額] 7百万円

[株式会社日本政策金融公庫融資実績]
融資実績なし

平成23年度「生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度」活用見込み

(1) 美容研修施設(○○県○○生活衛生同業組合)

平成23年5月工事着手(予定)、平成23年11月工事完了(予定)、

平成24年2月供用開始(予定)

[特別償却設備取得額] 50百万円

[設置予定地] ○○県○○市○○町

[株式会社日本政策金融公庫融資実績] 融資予定なし

※平成14年度から平成21年度まで適用実績なし。

■ 租税特別措置・税負担軽減措置等にかかる重点要望 (2010年11月8日民主党税制改正PT) (抄)

3. 政府に見直しを求める事項

○生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度

国民生活や零細事業者に与える影響を勘案しつつ、必要性及び有効性の観点から見直しを求める。

○公害防止用設備に係る特別償却制度

特定業種が受益するものであり、公平性の観点から問題である。また、適用実績が僅少であり、必要性及び有効性の観点から見直しを求める。PCB汚染物等無害化処理用設備については、将来的な制度の利用見通しについて点検を行うべきである。

■ 平成23年度税制改正主要事項にかかる提言 (2010年11月30日民主党税制改正PT) (抄)

8. 租税特別措置・税負担軽減措置等の見直し

2010年11月8日付で民主党税制改正PTが提言した「租税特別措置・税負担軽減措置等にかかる重点要望について」に基づいた対応を行うべきである。

平成23年度生活衛生関係税制改正結果(主要事項)

生活衛生同業組合等が設置する
共同利用施設に係る特別償却
制度の適用期限の延長
〔法人税〕

0次査定(11月13日)D、1次査定(11月30日)D
2次査定(12月3日)A(償却率を見直した上で1年延長)
※記号の説明 D(認められない)、A(認める)
(調整結果)
・取得価額の 8% → 6% (引下げ)
・延長期間 2年 → 1年
・「本税制の在り方を23年度に検討の上、24年度以降の税制改正に反映させる」旨を税制改正大綱に記載
※厚生労働省設置の「生活衛生関係営業の振興に関する検討会」において、税制及び融資の活性化方策を検討し改善

公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長
〔法人税〕

0次査定(11月13日)D、1次査定(11月30日)D
2次査定(12月3日)A(償却率及び対象設備を見直した上で1年延長)
※記号の説明 D(認められない)、A(認める)
(調整結果)
・取得価額の 14% → 8%
(環境省要望のPCB汚染・石綿無害化処理用設備と横並び)
・延長期間 1年
・外付けのテトラクロロエチレン除去装置のみが対象
→ **非石油系のドライクリーニング機を新たに対象**
(公害除去装置相当分)

ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し〔固定資産税〕

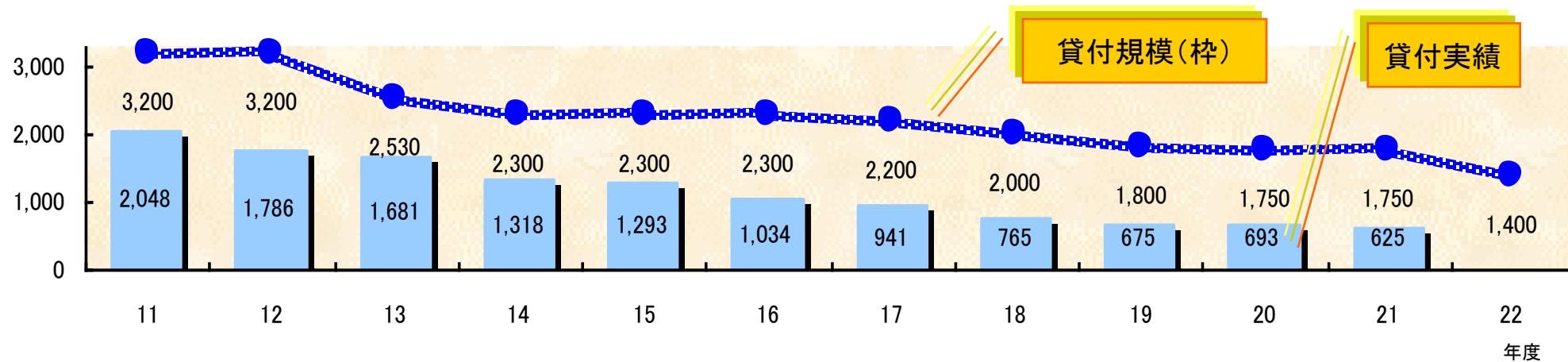
0次査定(11月13日)G、1次査定(11月30日)G
2次査定(12月3日)G
※記号の説明 G(24年度以降の検討課題とするもの)
※関係団体と観光庁、厚生労働省設置で勉強会を開催し、内容を検討



融資

生活衛生貸付の貸付規模(枠)と貸付実績の推移

単位:億円



(単位:億円、%)

年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
貸付規模	(100.0)	(100.0)	(79.1)	(90.9)	(100.0)	(100.0)	(95.7)	(90.9)	(90.0)	(97.2)	(100.0)	(80.0)
	3,200	3,200	2,530	2,300	2,300	2,300	2,200	2,000	1,800	1,750	1,750	1,400
衛経	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(90.5)	(100.0)	(100.0)	(89.5)	(88.2)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(46.7)
	210	210	210	190	190	190	170	150	150	150	150	70
貸付実績	(90.1)	(87.2)	(94.1)	(78.4)	(98.1)	(80.0)	(91.0)	(81.3)	(88.2)	(102.7)	(90.1)	
	2,048	1,786	1,681	1,318	1,293	1,034	941	765	675	693	625	379
衛経	(88.8)	(86.6)	(86.1)	(85.6)	(95.4)	(76.0)	(96.1)	(81.7)	(89.2)	(127.0)	(93.0)	
	112	97	83	71	68	51	49	40	36	46	42	24

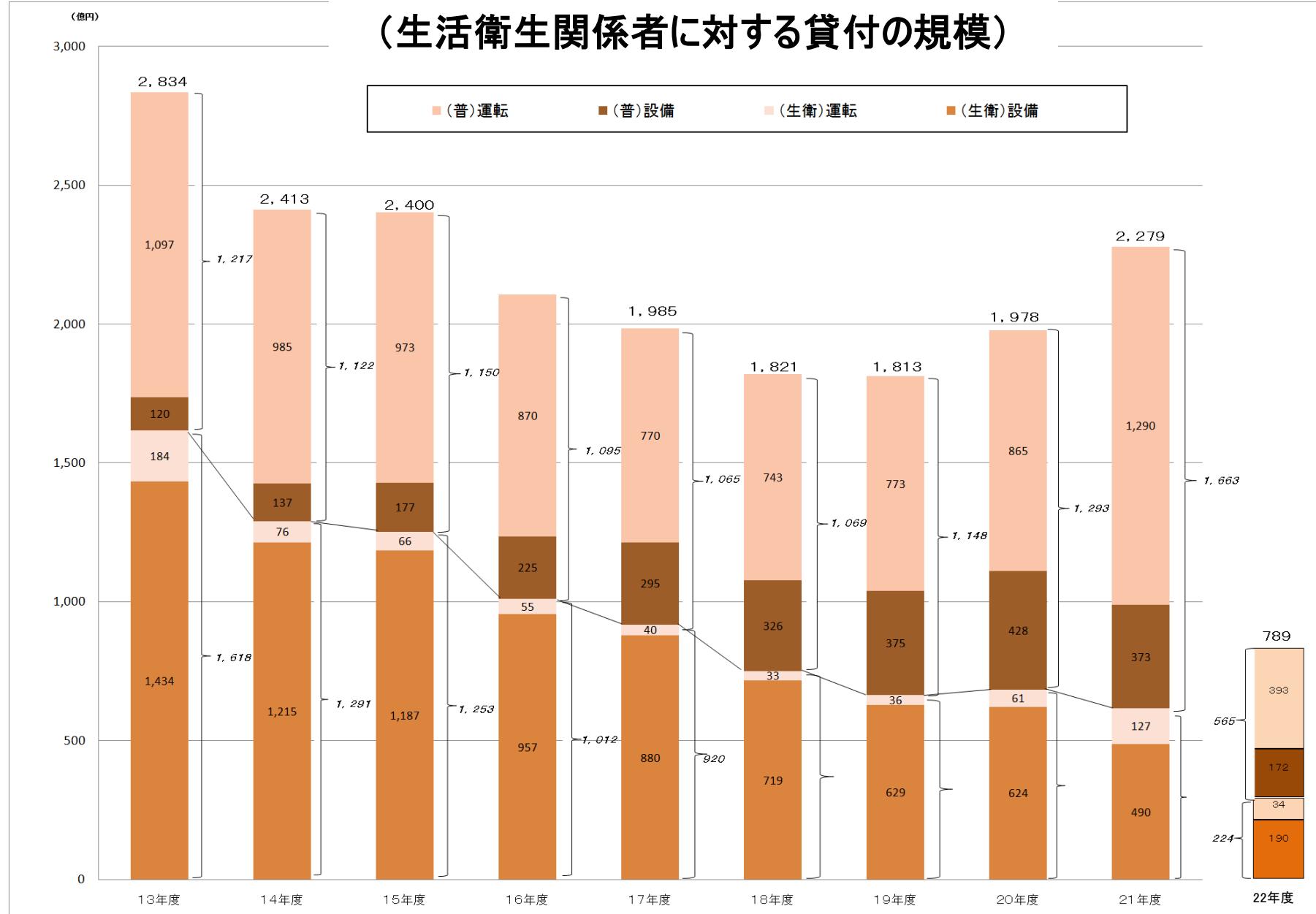
(4月～10月)

(注)1 表中()内は対前年比をあらわす。

2 平成22年度は予算額をあらわす。

3 「衛経」とは、「生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付」の略称である。

減少する生活衛生貸付実績と拡大する資金需要



株式会社日本政策金融公庫法案及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議

○ 衆議院内閣委員会（平成19年4月24日）【抜粋】

一 新公庫の組織設計・運営に当たっては、業務の態様に応じた区分を明確にして内部組織を編成し、専門能力を有する職員の窓口配置・育成を適切に行うなど、利用者の利便性の維持・向上に努めること。特に、国民一般のうち生活衛生関係営業者については、個人営業者等零細な事業者が多いこと、また、公衆衛生の向上に資することが求められることから、引き続き、融資目的や業務の態様を踏まえた、きめ細かい対応を図ることにより、生活衛生関係営業者が融資や利便性について不安をもつことのないよう、新公庫の運営に当たって十分配慮すること。

○ 参議院内閣委員会（平成19年5月17日）【抜粋】

三、新公庫の組織設計・運営に当たり、特に、生活衛生関係営業者については、個人営業者等零細な事業者が多いことや公衆衛生の向上に資する事業であることを踏まえ、引き続き、きめ細かい対応が行われるよう、十分に配慮すること。

株式会社日本政策金融公庫生活衛生資金貸付金利

(平成22年12月9日改定)

	利率	組合員	組合員以外
基準利率	5年以内:2. 25% 5年超:2. 25%~3. 65%	振興事業貸付(運転資金) 生活衛生セーフティネット貸付(運転資金) 環境対策等関連施設貸付(運転資金)	一般貸付(設備資金) 衛生環境激変貸付(運転資金)
特別利率① (特別利率A)	基準利率-0. 4% 年1. 85%~3. 25%	振興事業貸付(標準営業約款登録者の運転資金) 振興事業貸付(事業計画書策定者の運転資金)	—
特別利率② (特別利率B)	基準利率-0. 65% 年1. 60%~3. 00%	省エネルギー設備資金(クリーンエネルギー自動車)	省エネルギー設備資金(クリーンエネルギー自動車等) 健康・福祉増進関連事業施設貸付(設備資金) 環境対策等関連施設貸付(設備資金)
特別利率③ (特別利率C)	基準利率-0. 9% 年1. 35%~2. 75%	衛生設備資金 振興事業貸付(設備資金) 省エネルギー設備資金(太陽光発電設備等) 健康・福祉増進関連事業施設貸付(設備資金) 環境対策等関連施設貸付(設備資金) 事業安定等施設貸付(設備資金) 衛生環境激変貸付(運転資金)	衛生設備資金 省エネルギー設備資金(太陽光発電設備等)
振興設備利率 (特別利率D)	基準利率-1. 15% 年1. 10%~2. 20%	振興事業貸付(事業計画書作成者の設備資金)	—
浴場利率 (特別利率E)	基準利率-1. 4% 年0. 85%~2. 25%	浴場施設設備等資金	浴場施設設備等資金
経営改善利率 (特別利率F)	基準利率-0. 3% 年1. 95%	生活衛生改善貸付(運転資金・設備資金)	生活衛生改善貸付(運転資金・設備資金)

※生活衛生セーフティネット貸付については、売上減少等:基準利率-0. 3%、雇用維持・拡大:基準利率-0. 2%の取扱は平成23年3月31日まで。



今後の施策の方向性

生活衛生関係営業に係る規制・振興方策の現状と改革の方向性

事業振興策の課題

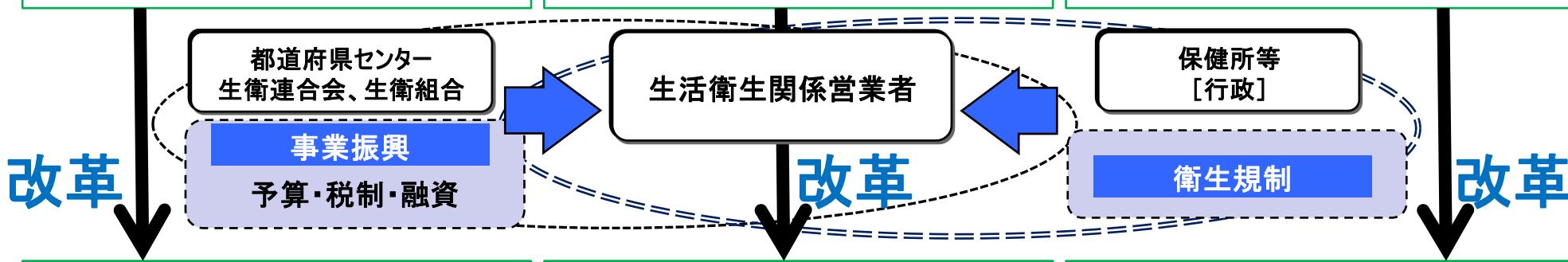
- 税制・融資制度の活用実績の低下
- 日本公庫の位置づけの変更
- 融資・経営指導についての日本公庫と都道府県指導センターの弱い連携

生衛業者の課題

- 営業者の高齢化・後継者確保難
- 景気低迷や消費者ニーズの変化による厳しい経営環境
- 多くの事業での事業者数の減少
- 組合組織率の低下

衛生規制の課題

- 保健所指導の弱体化
 - ・H2年4月 850箇所
 - ・H12年4月 594箇所
 - ・H22年4月 494箇所
- 営業者との距離感が拡大



事業振興策の改革

- 補助金の不断の改革
- 税制・融資制度の活性化
- 日本公庫と都道府県指導センターの連携強化
- 都道府県指導センターと保健所の連携強化
- 都道府県指導センターと商工会との連携強化

生衛業者の改革

- 活力ある事業者の育成
- 魅力ある組合への誘導

衛生規制の改革

- 保健所の機能強化
 - ・専門的かつ技術的拠点としての機能強化(環境衛生監視員の資質向上等)
- 調査研究の推進
- 情報の共有・管理

「生活衛生関係営業の振興に関する検討会」での対応

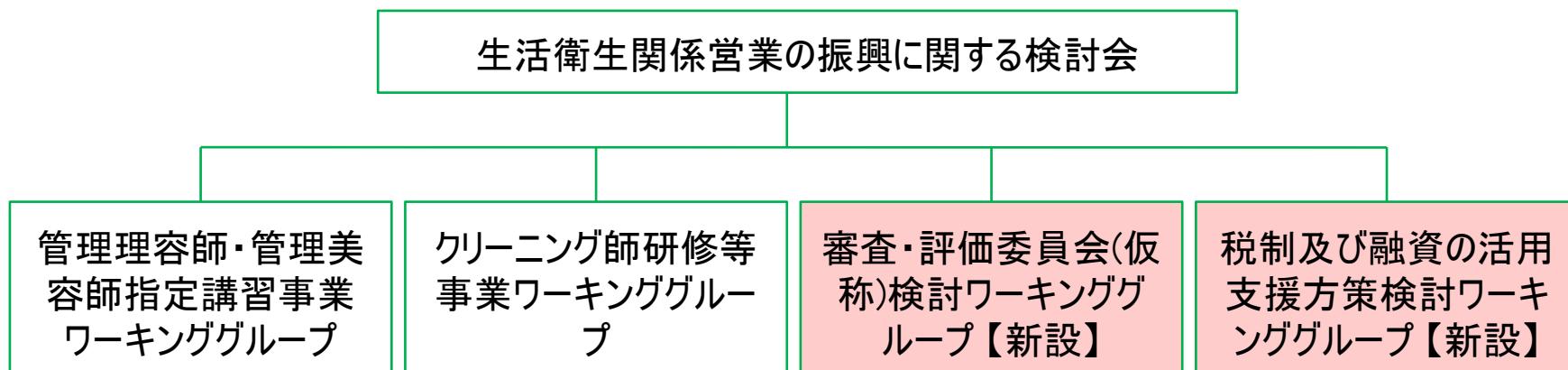
(1) 審査・評価委員会(仮称)検討ワーキンググループ

○行政刷新会議の評価結果を踏まえ、「生活衛生関係営業の振興に関する検討会」において「生活衛生関係補助金の改革案」に係る検討を進め、「審査・評価委員会(仮称)」での対応を盛り込んだことを受け、事業評価制度の実施に向けて、「審査・評価委員会(仮称)」の在り方や事業評価の方法などを検討する。(平成23年3月を目途に結論)

(2) 税制及び融資の活用支援方策検討ワーキンググループ

○我が国の国民生活を支える生衛業が、税制及び融資等の政策支援制度を活用して経営の健全化が適切に図れるよう、現状の活用状況を踏まえ、活用支援方策の在り方や有効的な制度の在り方など総合的に検討を進める。(平成23年6～7月を目途に結論)

「生活衛生関係営業の振興に関する検討会」の組織体系



「地域保健対策検討会」での対応

- 保健所は、対人保健サービスのうち、広域的に行うべきサービス、専門的技術を要するサービス及び多種の保健医療職種によるチームワークを要するサービス並びに対物保健等を実施する第一線の総合的な保健衛生行政機関である。また、市町村が行う保健サービスに対し、必要な技術的援助を行う。

《対人保健分野》

<感染症等対策>

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)
健康診断、患者発生の報告等
定期外健康診断、訪問指導、管理検診等

<エイズ・難病対策>

エイズ個別カウンセリング
(無料匿名検査を含む)事業
エイズ相談・教育事業等
難病医療相談 等

<精神保健対策>

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)
(障害者基本法)
医療・保健・福祉相談、等

<その他>

(母子保健法)
(健康増進法)
広域的又は専門的な知識及び技術を要する事業 等

《対物保健分野》

<食品衛生関係>

(食品衛生法)
営業の許可、営業施設等の監視、指導等

<生活衛生関係>

(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律)
興行場法、公衆浴場法、旅館業法、理容師法、美容師法、クリーニング業法など)
営業の許可、届出、立入検査等

保健所運営協議会 保健所長(医師)

- 専門的・技術的業務の推進
- 健康危機管理
- 市町村への技術的援助・助言
- 市町村相互間の調整
- 地域保健医療計画の作成・推進
- 企画調整
- 調査・研究

<医療監視等関係>

(医療法、歯科技工士法、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律)
病院等、医療法人、歯科技工所、衛生検査所等への立入検査等

- なお、指定市等の設置する保健所については、健康増進法に基づく健康診査、健康教育等や母子保健法に基づく乳幼児健診等を、これらの業務に加え行っているところもある。

規制・振興方策の総合的推進

規制・振興方策の双方を強化しつつ、連携を強化する仕組みを構築

1. 規制・振興方策の双方を強化

- ✓ ニーズの変化や地域の実情に応じ柔軟かつ機動的な対応ができる規制のあり方や科学的な根拠に基づいた指導方策について検討
- ✓ 予算・税制・融資の三つを一体的に改革し(「三位一体の改革」)、生活衛生同業組合を中心とした対策の再構築を図る

2. 規制・振興方策の連携を強化

- ✓ 都道府県の規制部門との問題意識の共有により、地域保健対策との連携強化を図る
- ✓ 規制・振興方策の連携を強化するための基盤整備の推進(調査研究の推進、情報の共有・管理)